

# 令和2年度かわさきグリーンイノベーションクラスター 運営支援業務委託 仕様書

## 1 目的

本市では、企業・団体が持つ環境技術や環境行政に係る知見を組み合わせ、産業振興と国際貢献を推進し、国際競争力強化と脱炭素社会実現を牽引するための様々な取組を実施している。

本委託は、それらの取組の一環として、優れた環境技術などを有する企業間のネットワーク及びマッチング案件形成を目指して、「かわさきグリーンイノベーションクラスター」（以下「GIC」という。）の運営と、本市の政策形成に係る支援を実施するものである。

## 2 委託実施期間

契約締結日から令和3年3月24日まで

## 3 業務内容

### (1) 新規案件開拓及び個別案件支援

#### ア 新規案件開拓

国内外における環境ビジネス案件形成を目指し、国費や民間資金の積極的な導入等により、新規案件の創出に向けたコーディネート支援を実施する。なお、形成する案件の目安は国等の補助事業の採択やNDA（秘密保持契約）の締結等の見込3件とする。

#### イ 個別案件支援

前年度支援案件について継続してフォローアップを実施する。（4事業実施上の留意点参照。）

### (2) GIC ネットワークの活性化促進

会員企業同士の交流や連携プロジェクトの組成を促進する手法を考案し、実施する。

### (3) 新規会員開拓及び会員企業支援

#### ア 新規会員開拓

環境技術をもつ会員企業候補を見つけ出し、効果的な手法により入会を促進する。

#### イ 会員企業支援

- ・会員企業にとって有用な情報の提供と、海外展開の支援を実施する。
- ・最新の企業情報を取りまとめ、PR と会員企業支援に活用する。

### (4) GIC 懇談会開催

GIC 運営の方向性確認のため、会員及び協力団体からなる委員等（概ね15名程度）による意見交換等を行う懇談会（年2回程度）について、企画・運営を支援する。

### (5) 第13回川崎国際環境技術展におけるビジネスマッチング

第13回川崎国際環境技術展（令和2年11月12日（木）・13日（金）カルッツかわさき（川崎市川崎区富士見1-1-4）にて開催予定）において、新規案件形成に向け、会員企業と出展

企業等とのビジネスマッチングを行う。なお、業務にあたっては出展費用等20万円程度を想定し、本委託費から捻出する。また、展示ブースの設営・撤去等を行うとともに、2日間にわたり展示ブースの運営要員を最低1名常駐させる。

#### **(6) 事務局の政策形成等支援**

国内外における環境行政・環境ビジネスのトレンドや会員企業の動向、ニーズを効果的な手法により収集し、それらを基に今後の本市環境産業振興施策の形成等を支援する。

#### **(7) 事業報告書の作成**

事業の実施内容について成果報告書を作成する。同報告書には、個々の業務ごとの直接的な実施結果とともに、実施結果から事業目的に寄与した点について考察することとする。また、次年度以降のGIC運営の方向性に関する提言を盛り込むものとする。提出物は報告書2部及びその電子データとする。

### **4 事業実施上の留意点**

- ・いずれの業務も実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する十分な感染防止のための措置を講ずることとする。また、川崎国際環境技術展ほか、各業務については実施形態の変更等もありうることから、事業実施にあたっては発注者と十分に協議の上、柔軟に対応すること。
- ・3（1）イのフォローアップについては、令和元年度川崎国際環境技術展におけるマッチング支援機関と連携すること。なお、支援機関との連携にあたって発生する費用は30万円（税抜）程度を想定し、本委託費から捻出する。また、件数は4件程度を想定する。

### **5 業務履行上の遵守事項**

- (1) 業務内容の詳細について、発注者と十分に協議する。
- (2) 常に発注者との密接な連携を図り、発注者の意図について熟知のうえ、作業に着手し、効率的に当該業務を行う。
- (3) 発注者が持つ事業や受託業者及び関係機関のネットワーク等のリソースを有効活用する。
- (4) 当該業務を円滑かつ効果的に行うため、適正な人員配置を確保する。
- (5) クラスター会員企業等が持つ製品・技術の理解・把握に努める。
- (6) 企業、行政等に関する情報の取扱については、川崎市個人情報保護条例や川崎市契約規則の規定を遵守し、関係企業等の業務に支障が生じることのないよう、その取扱いについて、十分留意するものとする。万が一漏洩等の事故が発生し、又は発生するおそれが生じた場合には、速やかに発注者及び該当企業等に連絡するものとする。
- (7) 事業委託の成果物の著作権・著作権等の権利は、すべて発注者に帰属するものとする。また、発注者は、これらすべてについて二次利用する権利を有するものとする。
- (8) その他、この仕様書及び契約書に定めのない事項は、発注者の条例又は管理規程に定めのある場合を除いて、その都度協議して決定する。